

営利目的の判断基準

	使用目的	営利・非営利
①	商品を販売	営利
②	商品及び企業等の宣伝	営利
③	商品展示を伴うもの	営利
④	商品の売買行為（査定のみも含む）	営利
⑤	内部会議・研修	非営利
⑥	社員の福利厚生事業	非営利
⑦	会社説明会や入社・採用試験	非営利
⑧	セミナー・講座（第三者を対象としたもの） ※①～④の行為を含まない場合に限る。	非営利
⑨	町民を対象とした日常的に行うレッスンや練習	非営利

※営利と判断された場合は、基本使用料の 5 倍の金額の納付が必要です。

※施設の特性上、使用できない場合があります。